

—国立研究開発法人日本原子力研究開発機構—

職員の不正行為

1件 不当金額(収入支出以外) 176万円

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所において、高速炉サイクル研究開発センター燃料材料開発部材料試験課の職員が、施設の維持管理に係る物品の供用等の事務に従事中、令和3年2月から10月までの間に、資材置場に保管中の消耗品のうち融着テープ等計241点(購入価格相当額176万円)を領得したものであり、不当と認められる。

なお、この損害額については、4年3月に、同人から領得した消耗品の同等品が現物で返還されるなどしたことから、全額が補填されている。